



平成 30 年 6 月 15 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社  
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明  
(コード 8737 東証第2部)  
問合せ先 取締役社長室長 川中 雅浩  
(TEL 03-6821-0606)

## 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当による資金調達を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 今回の資金調達の概要

今回の資金調達（株主に対する株式会社あかつき本社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当）に関する概要は以下のとおりです。

①	本新株予約権の割当の対象者	平成 30 年 7 月 25 日現在の普通株式を保有する株主
②	割当の概要	保有する普通株式 1 株に対して、普通株式 0.5 株を割当 (普通株式 1 株に対して、普通株式 0.5 株を購入することができる新株予約権 1 個を割当)
③	行使価額	行使する普通株式 1 株に対して 200 円 【例】普通株式 200 株を保有する株主の場合 保有する普通株式 200 株に対して、普通株式 100 株を購入することができる新株予約権 200 個の割当を受け、その払込資金は 20,000 円 (200 円×100 株) になる。
④	権利行使期間	平成 30 年 8 月 24 日 (金) ~平成 30 年 12 月 25 日 (火)
⑤	調達する資金の総額	2,296 百万円 (100%の権利行使が行われた場合)
⑥	資金調達の目的	連結営業収益 450 億円等を内容とする平成 33 年 3 月期経営目標の達成に向けて、子会社のトータルエステートグループの財務基盤の強化、それによる販売用中古マンションの取得の拡大を図るため。

## 2. 新株予約権の無償割当の概要

### (1) 無償割当の方法

平成 30 年 7 月 25 日を基準日とし、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で、株式会社あかつき本社第 3 回新株予約権を新株予約権無償割当（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

### (2) 本新株予約権の内容等

①	本新株予約権の名称	株式会社あかつき本社第 3 回新株予約権
②	本新株予約権の割当ての基準日	平成 30 年 7 月 25 日
③	本新株予約権の割当てが効力を発生する日	平成 30 年 8 月 24 日
④	本新株予約権の目的となる株式の種類及び株数	本新株予約権 1 個当たり、当社普通株式 0.5 株
⑤	発行される本新株予約権の総数	22,966,751 個 ※上記新株予約権の総数は、当社の平成 30 年 6 月 15 日現在の自己株式を控除した発行済普通株式の総数 22,966,751 株を基準に算出した見込数です。なお、基準日である平成 30 年 7 月 25 日までに発行済普通株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性があります。
⑥	本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権 1 個当たり 100 円 ※本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 0.5 株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式 1 株を取得するためには、本新株予約権 2 個を行使し、行使代金として合計 200 円をお支払いいただく必要があります。
⑦	本新株予約権 1 個の行使に際して組み入れられる資本額	(i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。 (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記 (i) 記載の資本金等増加限度額から上記 (i) 記載の増加する資本金の額を減じた額とします。
⑧	本新株予約権を行使することができる期間	平成 30 年 8 月 24 日から平成 30 年 12 月 25 日まで

⑨	本新株予約権の行使条件	<p>(i) 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできないものとします。</p> <p>(ii) 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができます。ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権2個を行使いただく必要があります。 (次項「⑩新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め」を併せてご参照ください。)</p> <p>(iii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみ行使できる（ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された者、信用取引に関して証券会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、金融商品取引法その他法令に従い、当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができます。）ものとします。</p>
⑩	新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め	<p>本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。なお、本新株予約権の行使は1個から可能ですが、2の倍数とならない個数の権利行使をされた場合、1株に満たない端数株式が生じることとなり、その端数株式は切り捨てられ、お支払いいただいた行使代金の一部を事実上放棄することになりますので、ご注意ください。</p>
⑪	自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、以下の各号につき当社の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当社取締役会）で承認された場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができます。</p> <p>(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</p>

		<p>(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>(iv) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
⑫	新株予約権の行使請求の方法	<p>(i) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記⑧に定める新株予約権の行使期間中に下記（iv）に定める行使請求受付場所に提出しなければなりません。</p> <p>(ii) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を下記（v）に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとします。</p> <p>(iii) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が下記（iv）に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が下記（v）に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生します。</p> <p>(iv) 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(v) 払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>(vi) 上記（iv）に定める行使請求受付場所に対し、本新株予約権の行使請求書を提出した者は、その後これを撤回することができません。</p>
⑬	その他投資判断上重要な又は必要な事項	<p>(i) 新株予約権の払込金額 新株予約権の割当てと引換えに金銭の払込みは要しません。</p>

		<p>(ii) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>(当社取締役会は、事業譲渡若しくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得、信用取引に関して証券会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、金融商品取引法その他法令に従い、当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合は、譲渡による本新株予約権の取得を承認します。)</p> <p>(iii) 新株予約権証券の発行</p> <p>当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。</p> <p>(iv) 本書及び平成30年6月15日付で関東財務局長宛提出の本新株予約権に関する有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)</p> <p>(URL : <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>) を熟読された上で、株主又は投資家の皆様の責任においてご判断ください。</p> <p>(v) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。)は、本新株予約権を行使することができません。</p>
--	--	---

### (3) 新株予約権の無償割当の日程

日程	内容
平成 30 年 6 月 15 日	取締役会決議
平成 30 年 6 月 15 日	有価証券届出書提出
平成 30 年 7 月 4 日	有価証券届出書効力発生（予定）
平成 30 年 7 月 10 日	基準日設定公告（予定）
平成 30 年 7 月 25 日	割当基準日（予定）
平成 30 年 8 月 24 日	新株予約権無償割当の効力発生（予定）
平成 30 年 8 月 24 日から 平成 30 年 12 月 25 日まで	行使期間（予定）

## 3. 新株予約権の無償割当の目的等

### (1) 資金調達目的

当社は、平成 29 年 7 月 3 日に株式会社トータルエステート（以下「TE 社」といいます。）の普通株式を取得し連結子会社化いたしました。

TE 社は、中古マンションの再生・リノベーションを主たる事業としており、中古マンションの区分所有物件を、自己で取得し、再生・リノベーションした後に、マンションの一次取得者層向けに販売しております。

昨年 7 月に発表しております平成 33 年 3 月期における経営数値目標として、連結営業収益（連結売上高）目標を 450 億円としております（平成 30 年 3 月期の連結営業収益は 226 億円）。その達成に向けては、TE 社の事業拡大が大きな部分を担っており、現在、同社において、販売用の中古マンションの仕入・販売体制の強化を図っております。これに伴い、物件取得のための運転資金が現状の約 200 億円から大きく増加することを想定しており、現状では金融機関からの借入れに大きく依存しておりますが、目標の達成に向けて、当社が今回の調達資金をもって同社の増資引受を行うことで、同社の自己資本を充実し財務の強化を図っていくものです。今回発行する本新株予約権を、すべての株主の皆様が権利行使された場合、当社として 22 億円程度の資金調達となりますが、当該資金を、TE 社の同事業に振り向けることで、安定した財務基盤のもと、事業を伸張することが可能となります。上述のとおり、今回の資金調達は、TE 社の業績拡大に資するものであり、引いては、当社グループ全体の業績向上につながるものと考えております。

### (2) 資金調達方法として本新株予約権の無償割当を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様の利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点から、今回の資金調達方法として株主割当による新株予約権無償発行（非上場型）の方法を選択することといたしました。

①その他の資金調達方法の検討について

当社は、「3. 新株予約権の無償割当の目的等（1）資金調達の目的」に記載したとおり、今般のTE社の販売物件の取得のための資金調達に関しては、本新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）による資金調達方法（以下「本資金調達方法」といいます。）以外に以下のような調達方法も検討いたしました。

A. 金融機関からの借入れ

TE社は、不動産物件の取得に際しては、金融機関からの借入を中心に資金調達を行っております。今後の販売物件の取得に際しても、一部を金融機関からの借入により取得する予定であります。借入比率などの資本のバランスを勘案し、資本性の資金を調達することといたしました。

B. 公募増資

公募増資については、有力な資本性資金の調達手段ではあるものの、引受業務を行う証券会社の選定などの手続に時間を要する可能性があり、また、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等を鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

C. 第三者割当による株式、新株予約権等の発行

第三者割当による株式、新株予約権等の発行につきましては、確実な資本性資金の調達が可能な手法ではあるものの、特定の投資家への第三者割当として既存株式を希薄化させるよりも、既存株式の希薄化を回避し、既存株主の皆様へに平等な投資機会を確保することが望ましいと考え、今回の当社の資金調達方法としては、除外することといたしました。

D. ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）

ライツ・オフリングにつきましては、その制度設計上、無償割当ての対象となる株主を定める基準日から行使期間終了日までの期間が2カ月以内と定められており、新株予約権者が投資判断を行える期間が制限されております。

今回の調達資金は、TE社における販売物件の取得資金に使用することを目的としており、その使用には一定の期間を要するため、短期間に株主の皆様へに権利行使の判断をしていただく必要はないこと、さらに、発行費用が他の資金調達方法と比べて割高になる傾向があることなども踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オフリングである必要はないと考え、除外することといたしました。

②本新株予約権無償割当てを選択した理由

上述の資金調達目的の達成に際して、以下に述べる本新株予約権無償割当て（非上場型の株主割当による新株予約権無償発行）の特長や他の資金調達方法の検討を行った結果、本資金調達の方法として、本新株予約権無償割当てを選択することといたしました。

(メリット)

A. 株主の皆様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆様には平等な投資機会を提供するという点では、ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）と同様ですが、権利行使期間をライツ・オフリングと比べ約5ヶ月と相対的に長期間に設定することにより、当社グループの連結業績の推移などを確認のうえ、権利行使を行っていただけるという点で優れていると考えております。

なお、本新株予約権については、あかつき本社第1回新株予約権の行使期間と比較し、行使期間を短縮しておりますが、あかつき本社第1回新株予約権の発行により株主の皆様には本新株予約権に関する商品性について理解を受けており、そのような前回の経験を踏まえると、株主の皆様には本新株予約権無償割当てを周知いただく期間として5ヶ月は十分な期間であると考えられること、また、権利行使期間中は相応の管理コストが発生することなどを勘案し、本新株予約権については、5ヶ月程度の権利行使期間を設定いたしました。

B. 払込資金を抑えた新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、現状の当社株価からディスカウント率を60%とすることにより、払込資金を抑え、より権利行使が行いやすいようにいたしました。

あかつき本社第1回新株予約権の行使価額が、結果的には、権利行使期間中の単純平均株価から約40%程度のディスカウントをした額となったことを踏まえ、本新株予約権において前回と同等以上の権利行使率を実現するためにも、前回以上のディスカウント率を採用することといたしました。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様は投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。

なお、「8. 上位株主による本新株予約権の行使等に関する意向について」に記載のとおり、当社の上位株主のうち、当社代表取締役島根秀明及び取締役工藤英人については権利行使に関する内諾を受けております。また、平成29年6月19日に発行した株式会社あかつき本社第1回新株予約権（以下「あかつき本社第1回新株予約権」という。）についても80%程度の権利行使が行われていることから、同程度の権利行使が行われた場合、18億円弱の調達が可能であると考えております。

株主の皆様につきましては、本書（「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」）、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）、及び平成30年6月15日付で公表いたしました「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するご説明（Q&A）」等（当社ホームページアドレス：<http://www.akatsuki-fg.com/>）を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。



#### B. 本新株予約権の売却の制限

ライツ・オファリングとは異なり、本新株予約権は東京証券取引所へ上場されないため、本新株予約権の行使を希望されない株主の皆様は、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却によって補う機会が制限されます。従いまして、本新株予約権については、その割当先を確定させる基準日を、本新株予約権にかかる有価証券届出書の提出日及び本プレスリリースの公表日から40日間空けることにより、本新株予約権の行使を希望しない株主様が当社の株式の保有を継続して本新株予約権の割当てを受けるか否かを検討する時間が十分にとれるよう配慮いたしました。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対する非上場型の株主割当による新株予約権無償発行という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、上記「(メリット)」で記載したとおり、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え、これを実施することといたしました。

#### 4. 調達する資金の額及び資金の用途等

##### (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額等は以下のとおりであります。

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,296,675,100	75,000,000	2,221,675,100

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、平成30年6月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除く。)を基準として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用、登記費用等であります。なお、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

##### (2) 調達資金の用途

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動いたしますが、以下においては、あかつき本社第1回新株予約権において最終的に80%程度の権利行使が行われた状況を参考に、発行する新株予約権のうち、全体の80%が行使されたと仮定した場合の金額をもとに記載しております。全体の80%が行使されたと仮定した場合の調達額は1,837百万円であり、その場合の発行諸費用見込額60百万円を控除した差引手取概算額は1,777百万円となります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
子会社の増資資金（中古不動産取得資金）	1,777	平成30年8月～平成31年3月

(注) 具体的な使途は、以下のとおりです。

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を連結子会社である TE 社の増資を引き受けることにより出資し、同社の販売物件の取得資金に充当する予定です。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権無償割当てにより調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」において記載いたしましたとおり、TE 社の販売物件の取得資金に充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、不動産関連事業の拡大及び経営基盤の強化が図られるものと考えております。

以上のことから、今回の調達資金の使途は、当社グループの企業価値の向上につながるものであり、既存株主の皆様にとっても合理性があるものと考えております。

#### 6. 発行条件の合理性

本新株予約権無償割当てに際して、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様は権利行使の状況によっては、当社が想定している調達額を下回る可能性があります。あかつき本社第1回新株予約権の行使結果の状況を踏まえ、さらに多くの株主の皆様は権利行使を行っていただき資金調達できるよう、現状の当社株価よりディスカウントした価額を行使価額として本新株予約権を発行することといたしました。

具体的には、「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載したとおり、当社は、本新株予約権無償割当てにより 18 億円程度の資金調達を目標としております。あかつき本社第1回新株予約権の行使状況が 80%程度であったこと及びその行使価額が結果的に権利行使期間中の単純平均株価から約 40%程度のディスカウントをした額となったことなどを踏まえ、また、ライツ・オフリングを行った他社事例を参考に、行使価額のディスカウント率を 60%相当とすることが、既存株主による本新株予約権の行使促進の観点から望ましいと考えました。

その結果、保有普通株式数 1 株に対して普通株式 0.5 株を交付することとし、行使価額につきましては、本新株予約権の発行決議日の前営業日の終値（503 円）より 60%相当額をディスカウントした 200 円とすることといたしました。

本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成 30 年 6 月 14 日を基準日とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値は 485 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値は 468 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は 504 円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額 200 円のディスカウント率は、各平均値の 58.8%、57.3%、60.3%の水準となります。

行使価額等は、当社の事業上必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、また、過去に当社が発行した株主割当新株予約権の行

使価額等及び行使状況や他社事例も勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本新株予約権無償割当てにより調達した資金をもとに、当社グループにおける不動産関連事業の拡大及び経営基盤の強化が図られるものであって、企業価値上昇の利益を既存株主にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

また、本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様におかれましては、権利行使を希望される株主様には払込資金を抑え権利行使がしやすいように配慮し、権利行使を希望されない株主様には割当てを受ける基準日までの期間を長くすることにより当社株式の保有を継続して新株予約権の割当てを受けるか否かを検討できる期間を設けることにより、株主様が被る可能性のある不利益を回避できるように配慮されたものであると考えており、その他の発行条件につきましても合理的であるとと考えております。

## 7. 潜在株式による希薄化情報等

### (1) 潜在株式による希薄化情報

平成30年6月15日現在における当社の自己株式を除く発行済株式総数は22,966,751株であります。本新株予約権無償割当ては当社普通株式1株に対し1個の新株予約権を発行することから、現在における発行済株式総数と同数である22,966,751個が、現時点において本新株予約権無償割当てによって発行される新株予約権の数となります。

なお、本新株予約権無償割当ての基準日である平成30年7月25日までに、当社が自己株式を取得した場合には、本新株予約権無償割当てによって発行される新株予約権の数は減少することとなります。

従いまして、本新株予約権の1個当たりの交付株数を0.5株とする本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は11,483,375株となり、平成30年6月15日現在における発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は50.0%となります。

一方、当社は既存の新株予約権（以下「既発行新株予約権」といいます。）2,459,350個（2,400,000個（第7回）、50,000個（第8回）、9,350個（第2回））を発行しており、最大で潜在株式数が1,826,800株増加することとなるため、本新株予約権に係る潜在株式数と既発行新株予約権に係る潜在株式数を合計した比率は、平成30年6月15日現在における発行済株式総数に対して57.9%となります。

### (2) 発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成30年6月15日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	22,973,937株	100.0%
潜在株式数	1,826,800株	8.0%
自己株式数	7,186株	0.0%
本新株予約権に係る潜在株式数（見込数）	11,483,375株	50.0%

#### 8. 上位株主による本新株予約権の行使等に関する意向について

当社の上位株主のうち、当社代表取締役島根秀明氏（以下「島根氏」といいます。）の資産管理会社である株式会社松栄管理（議決権比率 4.87%）、当社取締役工藤英人氏（以下「工藤氏」といいます。）の資産管理会社である株式会社工藤アセットマネジメント（議決権比率 2.50%）による本新株予約権の行使に関する意向につきましては、以下のとおり確認しております。

株式会社松栄管理及び株式会社工藤アセットマネジメントは、それぞれが保有する普通株式 1,110,000 株及び 570,000 株に対して割り当てられる見込みである本新株予約権 1,110,000 個及び 570,000 個（目的となる各社の株式数はそれぞれ 555,000 株及び 285,000 株）についてその全てを行使する意向であり、当社は各社の代表者である島根氏及び工藤氏より当該権利行使に関する内諾を受けております。その行使による払込総額である 111 百万円及び 57 百万円については、各社自己資金及び一部保有株式の売却代金で賄う予定であるとのことです。また、権利行使により取得した株式については中期的に保有する方針であるとのことです。

#### 9. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数につきましては、本新株予約権の行使期間中、原則として各月に一度、当社プレスリリースにて公表してまいります。

#### 10. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2） 調達資金の使途」に記載のとおり、TE 社に出資し、同社の販売物件の取得資金に充てる予定であり、これにより当社グループ全体の企業価値の向上に寄与するものと考えております。なお、具体的な数値は、本日開示しておりますプレスリリース「平成 31 年 3 月期連結業績予想に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

##### （1）各株主の皆様への投資判断について

本新株予約権が割り当てられた株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得を行うか否かの投資判断を行っていただくこととなります。具体的な手続につきましては、基準日である平成 30 年 7 月 25 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、平成 30 年 8 月 27 日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定ですので、当該通知書及び当社からの開示によるご説明をご参照ください。

また、本新株予約権無償割当てでは本新株予約権 1 個の行使による交付株式数を 0.5 株としておりますが、本新株予約権の行使は 1 個から可能であり、単元未満株式を取得することとなる行使（例えば 100 個の新株予約権を行使し、50 株の当社普通株式を取得していただくこと）は可能です。ただし、行使を行った後の保有株式数が 100 株単位とならない

場合、当該 100 株未満の株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますので、ご注意ください。単元未満株主は、当社に対し、会社法第 192 条に基づいてその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができますので、その具体的な手続につきましては、平成 30 年 6 月 15 日付で公表いたしました「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）」をご参照ください。一方で、本新株予約権の行使は 1 個から可能ですが、2 の倍数とならない個数の権利行使をされた場合、1 株に満たない端数株式が生じることとなり、その端数株式は切り捨てられ、お支払いいただいた行使代金の一部を事実上放棄することになりますので、ご注意ください。

なお、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分にご留意いただく必要がございます。

## （2）外国に居住する本新株予約権者による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主（1933 年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当社といたしましては（i）米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要がある当該国における登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ii）本件においては、本新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本新株予約権を譲渡することも可能であること、（iii）外国居住株主が平成 30 年 3 月 31 日において保有する当社普通株式の数は合計 861,466 株（同日時点における当社の発行済株式数の 3.75%）に過ぎないこと等を鑑み、慎重に検討を行った結果、本新株予約権無償割当てを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があると判断し、また、外国居住株主が我が国の市場で株式を購入することができる状況にある場合には、外国居住株主は、株式を購入することにより持分割合を維持することが可能であること等の理由から、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、三井法律事務所（東京都港区赤坂 2-14-32、パートナー弁護士 松島基之）より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結営業収益（百万円）	5,391	4,312	22,650
連結営業利益（百万円）	350	△458	1,616
連結経常利益（百万円）	490	421	1,786
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△1,464	239	1,715
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失（△）	△99円66銭	15円91銭	93円01銭
1株当たり配当金	15円00銭	8円00銭	20円00銭
1株当たり純資産額	515円07銭	517円26銭	500円13銭

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第1回新株予約権の発行

方法	株主割当による無償新株予約権の発行
割当日	平成29年6月19日
資金調達額	2,374,158,871円
発行価額	0円
行使価額	301円
割当てた新株予約権の個数	15,775,045個
募集時における発行済株式総数	15,775,143株
割当先	株主割当
当該募集による潜在株式数	7,887,522株
現時点における行使状況	12,724,124個
現時点における当初の資金使途	TEグループの株式取得資金
発行時における支出予定時期	平成29年7月～平成30年3月
現時点における充当状況	1,914,980,662円全額充当済み

第2回新株予約権の発行

方法	第三者割当による有償新株予約権の発行
割当日	平成29年4月20日
資金調達額	432,075,000円
発行価額	2,050円
行使価額	391円
割当てた新株予約権の個数	10,500個

募集時における発行済株式総数	15,775,143株
割当先	当社取締役6名、当社従業員3名、当社子会社取締役4名、当社子会社従業員4名
当該募集による潜在株式数	1,050,000株
現時点における行使状況	1,150個
現時点における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	－
現時点における充当状況	38,910,000円を運転資金に充当

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値(円)	605	400	362
高値(円)	638	416	633
安値(円)	312	324	336
終値(円)	399	363	450

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所(市場第2部)におけるものです。

②最近6ヶ月の状況

	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月	平成30年 4月	平成30年 5月
始値(円)	475	526	604	526	450	448
高値(円)	559	633	614	527	464	505
安値(円)	465	523	498	445	438	447
終値(円)	516	582	532	450	448	474

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所(市場第2部)におけるものです。

③発行決議日前日における株価

	平成30年6月14日現在
始値(円)	497
高値(円)	510
安値(円)	496
終値(円)	503

(注)各株価は、株式会社東京証券取引所(市場第2部)におけるものです。

以上

ご注意：この文書は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断については、本新株予約権の株主無償割当に係る目論見書を熟読されたうえで、株主又は投資家個人の責任において行ってください。

この文書は、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性があります。

この文書は、米国における証券の募集又購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、1933年米国証券法に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定はありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

<本件に関するお問い合わせ窓口>

平成30年6月15日～平成30年8月23日の間

**株式会社あかつき本社：03-6821-0606（代表）**

（土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）

平成30年8月24日～平成30年12月25日の間

**本件専用窓口：0120-696-242**

（土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）



## 【ご参考】

### 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称 株式会社あかつき本社第3回新株予約権

(2) 新株予約権の数

基準日（第5項で定義される。）の最終の発行済株式の総数（ただし、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。

(3) 割当方法

株主割当の方法による。基準日（第5項で定義される。）現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てない。

(4) 新株予約権の払込金額 無償

(5) 基準日 平成30年7月25日（以下、「基準日」という。）

(6) 新株予約権の割当てが効力を発生する日

平成30年8月24日（以下、「効力発生日」という。）

(7) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社株式を新たに発行又はこれに代えて当社が有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式の数を除く。）に0.5を乗じた数とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「交付株式数」という。）は0.5株とする。）なお、本項第①号により、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数はこれに応じて同様に調整される。

①当社が第11項の規定に従い行使価額（第10項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

②前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

③調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第②号及び第⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(8) 新株予約権の行使期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成30年8月24日から平成30年12月25日までの間(以下、「行使請求期間」という。)、いつでも本新株予約権の行使を請求することができる。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。
- ③本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された者、信用取引に関して証券会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、金融商品取引法その他法令に従い、当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができる。)ものとする。

(10) 本新株予約権の行使に際して出資の目的となる財産及びその価額

2,296,675,100円

- ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- ②各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、200円(本新株予約権1個当たり100円)とする。ただし、第11項の定めるところに従い調整されるものとする。
- ③第11項第②号により、行使価額の調整が行われた場合は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

(11) 行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i)本項第④号(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくはは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- (ii)株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- ④(i)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ii)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (iii)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日が

ない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号(ii)の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑤本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(i)株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ii)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(iii)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

#### (12) 本新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に後記行使請求受付場所に提出しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を後記払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

③後記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

#### (13) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が後記行使請求受付場所に到着し、かつ第12項第②号に定める振込みの入金が確認された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日が発生する。

- (14) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
  - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記第①号記載の資本金等増加限度額から上記第①号記載の増加する資本金の額を減じた額とする。

(15) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、以下の各号につき当社の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当社取締役会）で承認された場合、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(16) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ②交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤交付する新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

⑥交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」の定めるところと同様とする。

⑦交付する新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とする。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨交付する新株予約権の取得

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とする。

(17) 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(18) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。

(当社取締役会は、事業譲渡若しくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得、信用取引に関して証券会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、金融商品取引法その他法令に従い、当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合は、譲渡による本新株予約権の取得を承認する。)

(19) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(20) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社の現状及び今後の展開、方向性を広く株主の皆様にご理解を賜り、全株主の皆様にご支援及びご選択いただけるよう、株主割当の新株予約権による増資を選択し、新株予約権に関する払込金額を無償とした。

行使価額は、本新株予約権の行使により発行される予定の株式数、及び本新株予約権の発行目的を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（平成30

年6月14日)の株式会社東京証券取引所市場第2部の当社普通株式の終値503円を参考に、当社普通株式1株当たり200円(本新株予約権1個当たり100円)を行使価額に設定した。

- (21) 行使請求受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (22) 払込取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
- (23) 新株予約権原簿の管理 三菱UFJ信託銀行株式会社
- (24) 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。)は、本新株予約権を行使することができない。

(25) その他

- ①前各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- ②上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役に一任する。

以 上